

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第9号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 基金の管理と運用に関する事務

所管所属：計画調整局

通知日：令和6年5月9日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(1)	基金の必要性についての検討を求めたもの 都市高速鉄道整備基金は、都市高速鉄道の整備に要する資金に充てるために設置されたものであり、平成2年度に一般会計から資金を繰り入れ、平成13年度及び14年度にJR東西線の整備に当たって全額取り崩しており、平成15年度から今日まで活用がなく残高もない状態が継続している。計画調整局によると、今後の活用方法については事業検討の進捗に併せて検討することであったが、現時点で具体的な活用予定はない。また、鉄道整備に当たっての新たな事業スキームの検討や他都市における基金の活用事例についての調査を行っていたものの、それらを総合的に勘案した上で、本基金の今後のあり方について具体的に検討し、記録されたものを確認することができなかった。平成15年度以降の都市高速鉄道整備事業については、鉄道事業者や国等から必要な財源が確保された「なにわ筋線」「うめきた新駅設置事業」や、今後の事業検討の進捗に併せて基金の活用方法についての検討を行っていく「桜島線延伸」等がある。 しかし、約18年間にわたって活用されておらず、今後の具体的な活用も未定である基金を設置し続けることの妥当性を考慮し、廃止を含めた具体的な検討が行われていなかった。 【指摘事項1】 1. 計画調整局は、基金の必要性を速やかに検討し、今後も管理基金について適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。 3. 計画調整局は、当該基金について、長期間活用されておらず、今後の具体的な活用についても未定であることから、一旦廃止し、事業の検討が進む過程で基金の活用が見込まれた際に改めて設置するなど、基金の存廃についての検討を行い明文化されたい。	【1】 ・令和4年3月25日付けで「計画調整局大阪市都市高速鉄道整備基金あり方検討プロジェクトチーム設置要綱」を制定し、基金のあり方について、適時適切に見直しを図る体制を構築した。 ・上記プロジェクトチームの第1回会議を令和4年5月16日に実施した。 【3】 ・上記プロジェクトチームの令和4年12月16日開催の第2回会議において、現時点において基金の具体的な活用の見込みがないことから、基金を廃止する方針とした。 ・令和5年3月17日に大阪市都市高速鉄道整備基金条例を廃止した。	措置済	令和4年3月25日
			措置済	令和5年3月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1(2)	基金充当事業及び充当額の考え方についての整理を求めたもの 駐車対策推進基金は、駐車対策推進事業である「駐車場情報提供データ作成業務(局)」「地域活動への啓発物品支援業務(区)」に充当しており、これらは基金のみを財源として継続実施している。平成24年度の包括外部監査において計画調整局は「駐車場の情報を収集したデータベースを作成し、ホームページ等により市民や事業者へ情報提供し広報するなど、自動二輪車を含む総合的な違法駐車対策について、当面は引き続き実施していく必要がある、その推移を見極めた上で、寄附者の意図を踏まえながら当該基金の必要性について検討していく。」との見解を示している。今回の監査においてその後の検討状況について確認したところ「市内の違法駐車台数は減少しているものの近年は下げ止まっており、継続して基金を活用した駐車対策が必要である。」また「2025年大阪・関西万博等に向けて事業の拡充について対応が必要と考えている。」とのことであったが、その検討内容が記録されたものを確認することができなかった。 また、令和2年度末時点で約2億7,000万円の残高があるものの、令和元年度の減少額は約130万円、令和2年度は約90万円であるところ、「原則として運用収益相当額を充当する。」との考え方を示し「現時点で必要な駐車対策は実施できている。」との見解であった。なお、現時点で、充当事業の拡充や新規事業への充当等の具体的な予定はないとのことであるが、充当事業のあり方について検討を行った際の内容や経緯等についての記録を残していなかった。 【指摘事項2】 1. 計画調整局は、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築されたい。 3. 計画調整局は、充当事業の中(長)期計画を策定するなど基金のあり方を整理し、検討や検証を行ったものについては明文化した上で組織内での共有を図られたい。	【1】 ・令和4年3月25日付けで「計画調整局大阪市駐車対策推進基金あり方検討プロジェクトチーム設置要綱」を制定し、基金の活用について、事業への充当額を含め適時適切に見直しを図る体制を構築した。 上記プロジェクトチームの第1回会議を令和4年5月16日に実施した。 【3】 ・令和4年度においては、駐車対策の課題について、区役所へヒアリングを行い、現状分析を行った。また、新規事業の開拓に向け、他都市等事例を研究するなど、検討を行った。 これらの結果を踏まえ、基金充当事業の中(長)期計画の中間とりまとめ(案)を作成し、令和5年3月23日に開催した当該プロジェクトチームの第2回会議に諮った。 会議での修正意見を踏まえ、中間とりまとめとして明文化し、合議により共有を図った(令和5年3月30日決裁)。 ・令和5年度においては、新規事業開拓に向けて関係各区局に照会を行うなど、必要な駐車対策についての検討を深め、令和5年9月14日に開催した当該プロジェクトチームの第3回会議に諮った。会議での意見を踏まえ、基金充当事業の中長期計画(案)を作成し、令和6年2月1日に開催した当該プロジェクトチームの第4回会議に諮った。 会議での修正意見を踏まえ、中長期計画として明文化し、合議により共有を図った(令和6年2月27日決裁)。	措置済	令和4年3月25日
			措置済	令和6年2月27日